平成２１年（フ）第１１４８号
広島市安佐北区亀山６丁目42番14号
債務者　伊藤　充子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７５号
広島市安佐南区祇園３丁目52番６―202号Ａ棟
債務者　迫田　久恵
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２６号
広島市中区白島北町18番１―413号
債務者　御堂前和幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８５号
広島市安佐北区倉掛２丁目38番20号
債務者　江林　俊三
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２２号
広島市中区八丁堀５番29―703号
債務者　坂田　智寛
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３７号
広島市中区江波本町１番21号
債務者　竹本　清子（旧姓北瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８号
福岡県うきは市浮羽町高見866番地３
債務者　梶原　義治
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５９号
福岡県八女市本村705番地２
債務者　松崎　豊喜
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６２号
福岡県八女市稲富51番地12
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６６号
福岡県八女郡広川町大字川上543番地
債務者　舩越　文音（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６０号
鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部905番地２
債務者　境　　敏雄
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２７号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原947番地10
債務者　春口　和子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
鹿児島県志布志市松山町尾野見629番地
債務者　津曲　明美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
沖縄県糸満市字糸満1961番地の18　タマキアパート301号
債務者　金城　淑子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市田原３―２―１　小禄市営住宅１―410号、住民票上の住所沖縄県うるま市字塩屋372番地
債務者　田仲　光也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市辻１丁目15番１―818号　琉食辻町マンション
債務者　宮里　　暁
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３０号
沖縄県那覇市壺川２丁目５番地９　ツインシャトー壺川900
債務者　上原　伸亮
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９号
北海道浦河郡浦河町東町かしわ２丁目４番２―403号
債務者　和田かすみ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係